

## 外国籍県民かながわ会議（第8期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容		措置状況・検討状況等＜過去の状況を含む＞ ※があるものは、（令和5年1月末時点）
1	<p>(1) かながわ医療通訳派遣システム事業において、タイ語、タガログ語、カンボジア語など通訳の人数が少ない言語の通訳者を増やすために、それらの言語について医療通訳養成講座を開催し、医療通訳人材を育成すること。</p> <p>(2) 医療通訳スタッフを県等と協定を結んでいる35の病院のうち、利用実績の多い病院に、医療通訳を職業とする専門のスタッフを常駐させ、曜日別に利用可能な言語を設定するなどして、効率的に運営すること。</p>	<p>(1) 医療通訳派遣システム事業については、ベトナム語など通訳人材が不足している言語については、人材確保のための募集チラシを配布するなどの対応をしている。（国際課）（※）</p> <p>(2) 一部の協定医療機関において、派遣要請の多い言語については通訳者を常駐させるなどの対応を行っている。効率的に運営するため、引き続き検討を行う。（国際課）（※）</p>
2	横浜市が実施しているような産後ケア母子ケア事業を県内数ヶ所で展開し、日本に住む外国人にも利用できるようにすること。あわせて必要とされる通訳を派遣できるシステムを作ること。	・国では、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する、ワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備を行う事業を立ち上げたところであり、この事業の実施主体は市町村となっている。県としては、引き続き、市町村の実施する母子保健事業への支援に努めていく。（健康増進課）

## 外国籍県民かながわ会議（第8期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容		措置状況・検討状況等＜過去の状況を含む＞ ※があるものは、（令和5年1月末時点）
3	(1) 旧外国人登録証明書から在留カード、特別永住者証明書の切り替え及び更新時期に日本の運転免許証と同じように更新案内の通知を送付すること。  (2) 新たに在留カード、特別永住者証明書に記載される氏名について、通名（日本人名）を希望する者に対して、その記載ができるようにすること。 また旧字体を正字に変換された外国人に対し、旧外国人登録証明書が同じであるという公的な証明書を発行すること。  (3) 現在「外交」「公用」の資格で90日以上在留している者に対し、その他の住民と同じように在留カードを交付すること。  (4) 外国人が日本に働く（住む）期間中は、その親も家族として、日本国内と一緒に住むことができるようになること。	(1)については、他団体から出ている要望書も踏まえ、「国への要望」を行った。（国際課）  (2)～(4)については、いただいたご意見を踏まえて今後検討する。（国際課）

## 外国籍県民かながわ会議（第8期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容		措置状況・検討状況等＜過去の状況を含む＞ ※があるものは、（令和5年1月末時点）
4	<p>(1) 多文化サービスを持つ県立地球市民かながわプラザ（以下、「あーすぷらざ」という）の情報フォーラムを外国籍県民に向け積極的に広報すること。あわせて、外国籍県民が多く住む地域の図書館でも同様の事業を行い、積極的に外国籍県民に対し広報するよう各市町村に要望すること。</p> <p>(2) 図書館の役割りや図書の寄贈、外国籍県民も図書館を利用出来ることを外国籍県民に向け広報するとともに、外国籍県民の生活に必要な情報が載っている書籍を充実させることを県立図書館で実施するとともに、各市町村に要望すること。</p> <p>(3) 県立図書館で図書館内案内及び図書館周辺案内の多言語表示を進めるとともに、各市町村に要望すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国籍県民向け多言語情報紙「こんにちは神奈川（平成26年度第3号（春号））」で、情報フォーラムを紹介する記事を掲載した。（国際課）</li> <li>・外国語資料については、資料収集要綱等に基づき、主要国及び近隣諸国の言語で書かれた基本図書及び参考図書を収集し、また、外国籍県民が日本情報を得られるような図書（オン・ジャパン）を収集し、提供している。（生涯学習課、県立図書館、県立川崎図書館）</li> <li>・外国籍県民の図書館利用等を推進するため、英語、中国語、韓国語の「利用案内」（パンフレット）を提供している。平成27年度に更新した英語版「利用案内」に続き、平成28年度には中国語版及び韓国・朝鮮語版「利用案内」を更新、作成した。（生涯学習課、県立図書館、県立川崎図書館）</li> <li>・各市町村立図書館における資料や利用案内の多言語化については、市町村の実態（母語別居住者数等）に応じて、市町村が主体となって実施する必要があるが、機会を通じて働きかけた。（生涯学習課、県立図書館、県立川崎図書館）</li> </ul>

## 外国籍県民かながわ会議（第8期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容		措置状況・検討状況等＜過去の状況を含む＞ ※があるものは、（令和5年1月末時点）
5	同じ神奈川に住む外国籍県民として、自分たちの意見を確実に届けるために、永住資格のある外国人に地方選挙の選挙権を付与するよう国に要望することを要請する。	・地方参政権の制度化については、十分に議論を深める必要があると考えている。（国際課） (※)
6	(1) 外国人学校が、多文化共生社会の基盤づくりのためにもつ重要性を啓発すること。	・外国人学校は、私立学校の一環としてその重要性を認識しており、今後も可能な範囲の啓発を行う。（国際課） (※)
	(2) 外国人学校への助成を後退させることなく、さらに充実させること。	・国庫補助について「国への要望」で対応している。外国人学校への県費補助については、平成26年度予算において、学校に対する経常費補助金を廃止し、外国人学校に通う子ども達の教育の機会を安定的に確保できるよう、生徒・保護者向けに、所得区分ごとに学費負担の軽減を図ることを目的とした補助を行っている。（私学振興課）
	(3) 外国人学校・行政・民間のネットワークを構築するためには、仮称「神奈川県外国人学校連携会議」を設置し、外国人学校に関する情報共有及び外国人学校への支援ができる体制を作ること。	・各種学校は、それぞれ設置主体が教育方針を定め、運営するもので、個々の学校によって事情は異なることから、このような会議を県が設置する予定はないが、今後も各学校には必要に応じ情報提供を実施していく。（国際課）
	(4) 定期健康診断等の子どもの健康増進の支援（個別的な助成）をすること。	・県では、個別の健康診断を実施する枠組みがないので、参考とさせていただく。（国際課） (※)
	(5) 税制上の優遇措置対象などにみられる外国人学校への制度上の差別を是正するよう引き続き国に要請を行うこと。	・外国人学校への寄附について税制上の優遇を図るため、その設置者を「特定公益増進法人」として等しく認めることや、「指定寄付金」についても等しく指定の対象とすることについて、「国への要望」を行っている。（私学振興課）

## 外国籍県民かながわ会議（第8期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容		措置状況・検討状況等＜過去の状況を含む＞ ※があるものは、（令和5年1月末時点）
7	<p>(1) 日本語指導を必要とする外国籍と日本国籍の児童生徒の数の合計を教員加配の算出基準とするように変更すること。</p> <p>(2) 国際教室の担当教員の任用内容を定めるためのガイドラインを策定し、育成教育を充実させること。さらに、定期的に学校に訪問し、実施状況を確認し課題を把握し、研修等の実施で、担当教員の質を高めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際教室担当教員については、日本語指導を必要とする外国籍児童生徒数の増加に応じて、配置数を増やしている。さらにこの基準を見直し、教員を増員することは、本県の非常に厳しい財政状況のもとでは、困難である。（教職員人事課）（※）</li> <li>・令和2年7月に「外国につながりのある児童・生徒への指導・支援の手引き」を改訂し、市町村教育委員会を通して学校に周知した。（子ども教育支援課）（※）</li> <li>・令和3年8月に「多文化対応力向上研修講座」を実施し、各地域における中核的教員等の育成に取り組んだ。（子ども教育支援課）（※）</li> <li>・外国につながりがあり、日本語指導を必要としている児童・生徒が直面する課題に対する理解を深め、指導力を向上する目的で「日本語指導法研修講座」を開催した。（平成29年8月9日）（総合教育センター）</li> <li>・文化の違いに困りを感じている外国につながりのある子どもや保護者について理解を深め、基礎的な援助スキルを学び、具体的な支援の在り方について考える目的で、「外国につながりのある子どもたちへの支援研修講座～文化の違いを理解し、支援にいかす～」を開催した。（平成29年8月17日）（総合教育センター）</li> </ul>

## 外国籍県民かながわ会議（第8期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容		措置状況・検討状況等＜過去の状況を含む＞ ※があるものは、（令和5年1月末時点）
7	(3) 各自治体で退職した教員を有効活用する育成と体制づくりを行い、国際教室などで活用できる見える支援リソース組織を構築すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職される県費負担教職員の方々が、学校現場において培われた長年の知識や経験等を発揮し、次世代へ継承していただけるよう、再任用制度や既退職者等を対象とした臨時的任用の制度を設け、退職者の有効活用を図っている。（教職員人事課）</li> <li>指導事務主管課長会議等の場で市町村教育委員会に実施を働きかけた。（子ども教育支援課）</li> </ul>
8	(1) 日本語指導が必要な児童生徒の早期発見ための意識啓発の講座を行うこと、発見のためのチェックリストの開発を行い、教科を学習するための抽象的な言語を理解しているかどうかを発見するインタビューを担任や日本語指導推進担当などが行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「帰国児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」等の小・中学校の国際教室の担当者等が集まる会議において、国際教室で行われている日本語指導等の指導の充実を図るための研修や情報交換を行った。（子ども教育支援課）（※）</li> <li>令和2年7月改訂の「外国につながりのある児童・生徒への指導・支援の手引き」に、DLA等の活用を含め、適切なアセスメントの重要性について記載した。（子ども教育支援課）（※）</li> <li>県立総合教育センターで実施している5年経験者研修講座の中で、受講者全員を対象に「外国につながる児童・生徒に関する教育と課題」の研修を実施した。（平成29年5月11日、18日、22日、23日、24日）（総合教育センター）</li> </ul>
	(2) 支援の必要な児童生徒に対しては、支援するために必要な背景情報（生まれた国や地域とそこで受けた教育の内容、家庭の中で使用している言語、宿題の指導を家庭でできるかなど）を把握し、学校として支援体制をはかること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度についても事業を充実した内容で継続していく予定である。（高校教育課）</li> <li>「帰国児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」等の小・中学校の国際教室の担当者等が集まる会議において、国際教室等で行われている支援に必要な背景情報の理解についての情報交換を行った。（子ども教育支援課）</li> </ul>

## 外国籍県民かながわ会議（第8期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容		措置状況・検討状況等＜過去の状況を含む＞ ※があるものは、（令和5年1月末時点）
	(3) 「特別の教育課程」を日本語で学習できない子どもを対象に法律（学校教育法施行規則）により、取り出し授業による支援を実施するための支援体制を多言語の情報発信で明確にすること。  「特別の教育課程」によって、日本語指導者となりうる全ての教員が必要とする指導計画立案力と日本語指導力を育成する研修を実施すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導事務主管課長会議等の場で市町村教育委員会に実施を働きかけた。（子ども教育支援課）（※）</li> <li>「帰国児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」及び全県指導主事会議の「国際理解教育」部会において、国際教室で行われている日本語指導等の指導の充実を図るために研修や情報交換を行った。（子ども教育支援課）（※）</li> <li>令和3年8月に「多文化対応力向上研修講座」を実施し、日本語指導の充実に関する内容を取り上げた。（子ども教育支援課）（※）</li> <li>外国につながりがあり、日本語指導を必要としている児童・生徒が直面する課題に対する理解を深め、指導力を向上する目的で「日本語指導法研修講座」を開催した。（平成29年8月9日）（総合教育センター）</li> </ul>
9	(1) 在県枠高校の受験資格の年限数を来日3年よりも大きく緩和するとともに、定員枠を増員すること。  (2) 現在、国、県で実施している調査結果に基づき、外国人が多くいる地域に必ず在県枠高校を設置すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、在県外国人等特別募集の定員増を行っていく。（高校教育課）</li> </ul>

## 外国籍県民かながわ会議（第8期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容		措置状況・検討状況等＜過去の状況を含む＞ ※があるものは、（令和5年1月末時点）
10	(1) 教員の数の内、外国にルーツを持つ人を新設し、その割合を増員させること。その基準として、常勤講師の数を、県内の外国人数の割合を超えるまでの増員を5年程度で実現させること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本県では、外国籍の人も教員採用試験を受験できる制度となっている。ただ、一定の割合を確保するための採用枠を設けることまでは考えていな。 （教職員企画課）（※）</li> </ul>
	(2) 多文化教育コーディネータを派遣できる高校を増やすとともに、市立高校も対象とすること。  あわせて、コーディネータを派遣する時間数を充実するとともに、県が支援する通訳及び翻訳の事業充実（予算の増額）を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度から実施している多文化教育コーディネータは、現在22校に対象に実施している。令和2年度についても事業を継続していく予定である。 （高校教育課）</li> <li>県立高等学校等通訳支援事業に係る予算を有効利用するために、追加再配当の要望を調査し、必要とする学校へ再配当する等、支援の充実を図っている。令和2年度についても、引き続き支援の充実及び拡大を図っていく。 （高校教育課）</li> </ul>
11	(1)（仮称）「かながわ多文化共生教育指針」を策定、周知すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国籍の生徒などに対し、多文化コーディネータを派遣したり、通訳を配置し、学習や学校生活の支援を進めてきた。平成29年度についても、引き続き多文化理解の推進に取り組んでいく。 （高校教育課）</li> <li>外国籍児童・生徒に対する学習や学校生活の支援を進められるよう、市町村教育委員会に働きかけた。 （子ども教育支援課）</li> </ul>

## 外国籍県民かながわ会議（第8期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

提言内容	措置状況・検討状況等＜過去の状況を含む＞ ※があるものは、（令和5年1月末時点）
<p>(2) (仮称) 「かながわ多文化共生教育指針」に基づく取組みを点検し、結果を公開し是正すること。また「かながわ人権施策推進指針（改訂版）」「かながわ国際施策推進指針（第3版）」を着実に推進すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かながわ人権施策推進指針（改定版）」に基づき、国籍や文化、民族等の違いによる差別や偏見等の人権問題に対応するため、人権啓発事業を通じて、多文化共生・多文化理解の促進等に取り組んでいる。（人権男女共同参加課）</li> <li>・「かながわ国際施策推進指針」については、平成29年3月に改定し、第4版となったが、第4版についても、着実な推進を行っていく。（国際課）</li> <li>・人権教育指導者養成研修講座（平成29年8回開催）等において外国籍県民の人権について研修を行った。また教育現場で活用できるよう「外国につながりのある生徒」をより理解するための学習教材を作成している。（教育委員会行政課）</li> </ul>